

○近畿地方整備局告示第 34 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

第 1 起業者の名称 滋賀県道路公社

第 2 事業の種類 琵琶湖大橋有料道路改築工事（滋賀県守山市水保町字北川地内）

第 3 起業地

- 1 収用の部分 滋賀県守山市水保町字北川地内
- 2 使用の部分 滋賀県守山市水保町字北川地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

「琵琶湖大橋有料道路改築工事（滋賀県守山市水保町字北川地内）」（以下「本件事業」という。）は、琵琶湖大橋有料道路の一区間を成す一般国道 477 号における滋賀県守山市水保町字北川地内の延長 1,000m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

起業者である滋賀県道路公社は、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき昭和 47 年 2 月 28 日付けで建設大臣の認可を受けて設立した地方道路公社である。また、本件事業は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間外の区間であり、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき昭和 37 年 8 月 16 日付けで建設大臣から本件区間の改築等に関する許可を受けた滋賀県より昭和 47 年 10 月 15 日付けで本件区間の改築等の引継ぎを受けていることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

琵琶湖大橋有料道路（以下「本路線」という。）は、滋賀県栗東市林地内の一般国道 1 号との接続点を起点とし、同県大津市真野普門二丁目地内の一級河川世渡川との交差部を終点とする延長 15.4 km の主要幹線道路である。

本路線は、琵琶湖の東側に位置する栗東市及び守山市と西側に位置する大津市を結んでいるため、琵琶湖を迂回することなく、東側の名神高速道路や一般国道 1 号と西側の一般国道 161 号湖西道路といった主要幹線道路と相互に連絡することが可能であり、県内における地域間等の交通において重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和6年6月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、滋賀県守山市水保町字北川地内で14,271台/12時間であり、混雑度は1.50となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国際希少野生動植物種であるメダイチドリ、国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているホンモロコ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナゴヤダルマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危

惧として掲載されているイトモ及びイトテンツキその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。今後、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、滋賀県教育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 3 種第 2 級の規格に基づき、現道を 4 車線に拡幅する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和 47 年 6 月 20 日に都市計画決定され、令和 6 年 4 月 12 日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1) で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、守山市長を会長とする国道 477 号（近江八幡～大津間）整備促進期成同盟会や大津湖南地域幹線道路整備促進協議会などから本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 滋賀県守山市役所